

介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和3年10月以降版)

いわき市

1	A2	介護予防訪問介護相当サービスコード表	1
2	A2	共生型介護予防訪問介護相当サービス(ア)＜70/100＞サービスコード表	2
3	A2	共生型介護予防訪問介護相当サービス(イ)＜93/100＞サービスコード表	3
4	A2	共生型介護予防訪問介護相当サービス(ウ)＜100/100＞サービスコード表	4
5	A2	共生型介護予防訪問介護相当サービス(エ)＜93/100＞サービスコード表	5
6	A3	生活援助サービスコード表	6
7	A6	介護予防通所介護相当サービスコード表	7
8	A6	共生型介護予防通所介護相当サービス＜90/100＞サービスコード表	8
9	A7	通所型短期集中予防サービスコード表	9
10	AF	介護予防ケアマネジメント費サービスコード表	10

A2 介護予防訪問介護相当サービスコード表

・介護予防訪問介護相当サービス指定事業所が介護予防訪問介護相当サービスを行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	訪問型サービスⅠ 事業対象者・要支援1・2で週1回程度のサービス利用が必要な者に、1月に4回を超えてサービスを行う場合	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・2で週1回程度のサービス利用が必要な者に、1月に4回を超えて複数事業所がサービスを行う場合	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	訪問型サービスⅡ 事業対象者・要支援1・2で週2回程度のサービス利用が必要な者に、1月に8回を超えてサービスを行う場合	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・2で週2回程度のサービス利用が必要な者に、1月に8回を超えて複数事業所がサービスを行う場合	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	訪問型サービスⅢ 事業対象者・要支援2で週2回を超えるサービス利用が必要な者に、1月に12回を超えてサービスを行う場合	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2で週2回を超えるサービス利用が必要な者に、1月に12回を超えて複数事業所がサービスを行う場合	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	訪問型サービスⅣ 事業対象者・要支援1・2で週1回程度のサービスが必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	268	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	訪問型サービスⅤ 事業対象者・要支援1・2で週2回程度のサービスが必要な者 ※1月の中で全部で6回まで	272		
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	訪問型サービスⅥ 事業対象者・要支援2で週2回を超えるサービスが必要な者 ※1月の中で全部で12回まで	287		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	訪問型短時間サービス 事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	167		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ	生活機能向上連携加算	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000加算	1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	介護職員処遇改善加算	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90%加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	介護職員処遇改善加算	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80%加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000加算	1月につき	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	介護職員等特定処遇改善加算	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000加算		

※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)は、令和3年3月31日で廃止します。経過措置として、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、令和4年3月31日までの間、同加算を算定することができます。

A2 共生型介護予防訪問介護相当サービス(ア)＜70/100＞サービスコード表

・指定居宅介護事業所において、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が共生型介護予防訪問介護相当サービスを行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1121	訪問型独自サービスⅠノ2	訪問型サービスⅠノ2 事業対象者・要支援1・2で週1回程度のサービス利用が必要な者に、1月に4回を超えてサービスを行う場合	823	1月につき
A2	2121	訪問型独自サービスⅠノ2日割	事業対象者・要支援1・2で週1回程度のサービス利用が必要な者に、1月に4回を超えて複数事業所がサービスを行う場合	27	1日につき
A2	1221	訪問型独自サービスⅡノ2	訪問型サービスⅡノ2 事業対象者・要支援1・2で週2回程度のサービス利用が必要な者に、1月に8回を超えてサービスを行う場合	1,644	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービスⅡノ2日割	事業対象者・要支援1・2で週2回程度のサービス利用が必要な者に、1月に8回を超えて複数事業所がサービスを行う場合	54	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービスⅢノ2	訪問型サービスⅢノ2 事業対象者・要支援2で週2回を超えるサービス利用が必要な者に、1月に12回を超えてサービスを行う場合	2,609	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービスⅢノ2日割	事業対象者・要支援2で週2回を超えるサービス利用が必要な者に、1月に12回を超えて複数事業所がサービスを行う場合	86	1日につき
A2	2421	訪問型独自サービスⅣノ2	訪問型サービスⅣノ2 事業対象者・要支援1・2で週1回程度のサービスが必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	188	1回につき
A2	2521	訪問型独自サービスⅤノ2	訪問型サービスⅤノ2 事業対象者・要支援1・2で週2回程度のサービスが必要な者 ※1月の中で全部で8回まで	190	
A2	2631	訪問型独自サービスⅥノ2	訪問型サービスⅥノ2 事業対象者・要支援2で週2回を超えるサービスが必要な者 ※1月の中で全部で12回まで	201	
A2	1421	訪問型独自短時間サービスノ2	訪問型短時間サービス2 事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	117	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ	生活機能向上連携加算	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	介護職員処遇改善加算	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	介護職員処遇改善加算	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000 加算	1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	介護職員等特定処遇改善加算	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000 加算	

※「訪問型サービスⅠ」から「訪問型短時間サービス」において、介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合の減算については、平成31年4月以降は使用不可。

※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)は、令和3年3月31日で廃止します。経過措置として、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、令和4年3月31日までの間、同加算を算定することができます。

A2 共生型介護予防訪問介護相当サービス(イ)＜93/100＞サービスコード表

・指定居宅介護事業所において、重度訪問介護従業者養成研修修了者が共生型介護予防訪問介護相当サービスを行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1131	訪問型独自サービスⅠ／3	訪問型サービスⅠ／3 事業対象者・要支援1・2で週1回程度のサービス利用が必要な者に、1月に4回を超えてサービスを行う場合	1,094	1月につき	
A2	2131	訪問型独自サービスⅠ／3日割	事業対象者・要支援1・2で週1回程度のサービス利用が必要な者に、1月に4回を超えて複数事業所がサービスを行う場合	36	1日につき	
A2	1231	訪問型独自サービスⅡ／3	訪問型サービスⅡ／3 事業対象者・要支援1・2で週2回程度のサービス利用が必要な者に、1月に8回を超えてサービスを行う場合	2,185	1月につき	
A2	2231	訪問型独自サービスⅡ／3日割	事業対象者・要支援1・2で週2回程度のサービス利用が必要な者に、1月に8回を超えて複数事業所がサービスを行う場合	72	1日につき	
A2	1341	訪問型独自サービスⅢ／3	訪問型サービスⅢ／3 事業対象者・要支援2で週2回を超えるサービス利用が必要な者に、1月に12回を超えてサービスを行う場合	3,466	1月につき	
A2	2341	訪問型独自サービスⅢ／3日割	事業対象者・要支援2で週2回を超えるサービス利用が必要な者に、1月に12回を超えて複数事業所がサービスを行う場合	114	1日につき	
A2	2431	訪問型独自サービスⅣ／3	訪問型サービスⅣ／3 事業対象者・要支援1・2で週1回程度のサービスが必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	249	1回につき	
A2	2531	3訪問型独自サービスⅤ／3	訪問型サービスⅤ／3 事業対象者・要支援1・2で週2回程度のサービスが必要な者 ※1月の中で全部で8回まで	253		
A2	2641	訪問型独自サービスⅥ／3	訪問型サービスⅥ／3 事業対象者・要支援2で週2回を超えるサービスが必要な者 ※1月の中で全部で12回まで	267		
A2	1431	訪問型独自短時間サービス／3	訪問型短時間サービス3 事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	155		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算	1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	所定単位数の 10%加算	1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算	1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90%加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80%加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算	1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算	

※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)は、令和3年3月31日で廃止します。経過措置として、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、令和4年3月31日までの間、同加算を算定することができます。

A2 共生型介護予防訪問介護相当サービス(ウ)＜100/100＞サービスコード表

・指定居宅介護事業所において、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等及び重度訪問介護従業者養成研修修了者以外の者が共生型介護予防訪問介護相当サービスを行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1141	訪問型独自サービスⅠ／4	訪問型サービスⅠ／4 事業対象者・要支援1・2で週1回程度のサービス利用が必要な者に、1月に4回を超えてサービスを行う場合	1,176	1月につき	
A2	2141	訪問型独自サービスⅠ／4日割	事業対象者・要支援1・2で週1回程度のサービス利用が必要な者に、1月に4回を超えて複数事業所がサービスを行う場合	39	1日につき	
A2	1241	訪問型独自サービスⅡ／4	訪問型サービスⅡ／4 事業対象者・要支援1・2で週2回程度のサービス利用が必要な者に、1月に8回を超えてサービスを行う場合	2,349	1月につき	
A2	2241	訪問型独自サービスⅡ／4日割	事業対象者・要支援1・2で週2回程度のサービス利用が必要な者に、1月に8回を超えて複数事業所がサービスを行う場合	77	1日につき	
A2	1351	訪問型独自サービスⅢ／4	訪問型サービスⅢ／4 事業対象者・要支援2で週2回を超えるサービス利用が必要な者に、1月に12回を超えてサービスを行う場合	3,727	1月につき	
A2	2351	訪問型独自サービスⅢ／4日割	事業対象者・要支援2で週2回を超えるサービス利用が必要な者に、1月に12回を超えて複数事業所がサービスを行う場合	123	1日につき	
A2	2441	訪問型独自サービスⅣ／4	訪問型サービスⅣ／4 事業対象者・要支援1・2で週1回程度のサービスが必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	268	1回につき	
A2	2541	訪問型独自サービスⅤ／4	訪問型サービスⅤ／4 事業対象者・要支援1・2で週2回程度のサービスが必要な者 ※1月の中で全部で8回まで	272		
A2	2651	訪問型独自サービスⅥ／4	訪問型サービスⅥ／4 事業対象者・要支援2で週2回を超えるサービスが必要な者 ※1月の中で全部で12回まで	287		
A2	1441	訪問型独自短時間サービス4	訪問型短時間サービス4 事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	167		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算	1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	所定単位数の 10%加算	1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算	1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90%加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80%加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算	1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算	

※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)は、令和3年3月31日で廃止します。経過措置として、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、令和4年3月31日までの間、同加算を算定することができます。

A2 共生型介護予防訪問介護相当サービス(エ)＜93/100＞サービスコード表
 ・指定重度訪問介護事業所が共生型介護予防訪問介護相当サービスを行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1151	訪問型独自サービスⅠ／3	訪問型サービスⅠ／3 事業対象者・要支援1・2で週1回程度のサービス利用が必要な者に、1月に4回を超えてサービスを行う場合	1,094	1月につき	
A2	2151	訪問型独自サービスⅠ／3日割	事業対象者・要支援1・2で週1回程度のサービス利用が必要な者に、1月に4回を超えて複数事業所がサービスを行う場合	36	1日につき	
A2	1251	訪問型独自サービスⅡ／3	訪問型サービスⅡ／3 事業対象者・要支援1・2で週2回程度のサービス利用が必要な者に、1月に8回を超えてサービスを行う場合	2,185	1月につき	
A2	2251	訪問型独自サービスⅡ／3日割	事業対象者・要支援1・2で週2回程度のサービス利用が必要な者に、1月に8回を超えて複数事業所がサービスを行う場合	72	1日につき	
A2	1361	訪問型独自サービスⅢ／3	訪問型サービスⅢ／3 事業対象者・要支援2で週2回を超えるサービス利用が必要な者に、1月に12回を超えてサービスを行う場合	3,466	1月につき	
A2	2361	訪問型独自サービスⅢ／3日割	事業対象者・要支援2で週2回を超えるサービス利用が必要な者に、1月に12回を超えて複数事業所がサービスを行う場合	114	1日につき	
A2	2451	訪問型独自サービスⅣ／3	訪問型サービスⅣ／3 事業対象者・要支援1・2で週1回程度のサービスが必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	249	1回につき	
A2	2551	3訪問型独自サービスⅤ／3	訪問型サービスⅤ／3 事業対象者・要支援1・2で週2回程度のサービスが必要な者 ※1月の中で全部で8回まで	253		
A2	2661	訪問型独自サービスⅥ／3	訪問型サービスⅥ／3 事業対象者・要支援2で週2回を超えるサービスが必要な者 ※1月の中で全部で12回まで	267		
A2	1451	訪問型独自短時間サービス／3	訪問型短時間サービス3 事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	155		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算	1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	所定単位数の 10%加算	所定単位数の 10%加算	1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算	1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90%加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80%加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算	1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算	

※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)は、令和3年3月31日で廃止します。経過措置として、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、令和4年3月31日までの間、同加算を算定することができます。

A3 生活援助サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A3	1111	生活援助サービス費1	生活援助サービスI 20分以上 45分未満	指定事業所が行う場合 185単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		185
A3	1115	生活援助サービス費1・2割				2割負担者用	185
A3	1113	生活援助サービス費1・3割				3割負担者用	185
A3	1117	生活援助サービス費1・減免				災害等により10割公費用	185
A3	1211	生活援助サービス費1・同					167
A3	1215	生活援助サービス費1・同・2割				2割負担者用	167
A3	1213	生活援助サービス費1・同・3割				3割負担者用	167
A3	1217	生活援助サービス費1・同・減免				災害等により10割公費用	167
A3	1121	生活援助サービス費独1	生活援助サービス独I 20分以上 45分未満	独自事業所が行う場合 164単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		164
A3	1125	生活援助サービス費独1・2割				2割負担者用	164
A3	1123	生活援助サービス費独1・3割				3割負担者用	164
A3	1127	生活援助サービス費独1・減免				災害等により10割公費用	164
A3	1221	生活援助サービス費独1・同					148
A3	1225	生活援助サービス費独1・同・2割				2割負担者用	148
A3	1223	生活援助サービス費独1・同・3割				3割負担者用	148
A3	1227	生活援助サービス費独1・同・減免				災害等により10割公費用	148
A3	1112	生活援助サービス費2	生活援助サービスII 45分以上	指定事業所が行う場合 227単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		227
A3	1116	生活援助サービス費2・2割				2割負担者用	227
A3	1114	生活援助サービス費2・3割				3割負担者用	227
A3	1118	生活援助サービス費2・減免				災害等により10割公費用	227
A3	1212	生活援助サービス費2・同					204
A3	1216	生活援助サービス費2・同・2割				2割負担者用	204
A3	1214	生活援助サービス費2・同・3割				3割負担者用	204
A3	1218	生活援助サービス費2・同・減免				災害等により10割公費用	204
A3	1122	生活援助サービス費独2	生活援助サービス独II 45分以上	独自事業所が行う場合 202単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		202
A3	1126	生活援助サービス費独2・2割				2割負担者用	202
A3	1124	生活援助サービス費独2・3割				3割負担者用	202
A3	1128	生活援助サービス費独2・減免				災害等により10割公費用	202
A3	1222	生活援助サービス費独2・同					182
A3	1226	生活援助サービス費独2・同・2割				2割負担者用	182
A3	1224	生活援助サービス費独2・同・3割				3割負担者用	182
A3	1228	生活援助サービス費独2・同・減免				災害等により10割公費用	182
A3	1901	緊急時対応報酬	訪問時、緊急での対応が必要な利用者に対して、サービスを提供する代わりに算定する。 167単位			167	
A3	1905	緊急時対応報酬・2割		2割負担者用	167		
A3	1906	緊急時対応報酬・3割		3割負担者用	167		
A3	1907	緊急時対応報酬・減免		災害等により10割公費用	167		
A3	1401	生活援助サービス初回加算	初回加算	200単位加算		200	
A3	1405	生活援助サービス初回加算・2割			2割負担者用	200	
A3	1406	生活援助サービス初回加算・3割			3割負担者用	200	
A3	1407	生活援助サービス初回加算・減免			災害等により10割公費用	200	
A3	1801	生活援助サービス特別地域加算	特別地域加算	30単位加算		30	
A3	1805	生活援助サービス特別地域加算・2割			2割負担者用	30	
A3	1806	生活援助サービス特別地域加算・3割			3割負担者用	30	
A3	1807	生活援助サービス特別地域加算・減免			災害等により10割公費用	30	
A3	1810	生活援助サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	20単位加算		20	
A3	1850	生活援助サービス小規模事業所加算・2割			2割負担者用	20	
A3	1814	生活援助サービス小規模事業所加算・3割			3割負担者用	20	
A3	1818	生活援助サービス小規模事業所加算・減免			災害等により10割公費用	20	
A3	1811	生活援助サービス中山間地域加算	市長が定める地域に居住する者へのサービス提供加算	20単位加算		20	
A3	1815	生活援助サービス中山間地域加算・2割			2割負担者用	20	
A3	1816	生活援助サービス中山間地域加算・3割			3割負担者用	20	
A3	1817	生活援助サービス中山間地域加算・減免			災害等により10割公費用	20	

※サービス利用の上限については、要支援1の被保険者に対する提供回数の上限を月8回、要支援2の被保険者に対する提供回数の上限を12回とする。

介護予防訪問介護相当サービスと併用する場合についても、提供回数の上限を同様とする。(例：介護予防訪問介護相当8回＋生活援助4回＝計12回)

ただし、緊急時に利用者等からサービス提供の要請を受けて、介護予防訪問介護相当サービスで身体介護中心型を算定する場合を除く。

※事業対象者については、原則月8回とするが、介護保険協議のうえで必要性が認められるときは提供回数の上限を月12回とする。

A6 介護予防通所介護相当サービスコード表

・介護予防通所介護相当サービス指定事業所が介護予防通所介護相当サービスを行う場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容	算定項目	合成単位数	算定単位
A6 1111	通所型	通所型独自サービス1	通所型サービス1	要支援1又は要2(1)程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に8回を超えてサービスを提供した場合	1,672単位	1,672 1月につき
A6 1112	通所型	通所型独自サービス1日割	通所型サービス1	要支援1又は要2(1)程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に8回を超えてサービスを提供した場合	55単位	55 1日につき
A6 1121	通所型	通所型独自サービス2	通所型サービス2	要支援2又は要3程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に8回を超えてサービスを提供した場合	3,428単位	3,428 1月につき
A6 1122	通所型	通所型独自サービス2日割	通所型サービス2	要支援2又は要3程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に8回を超えてサービスを提供した場合	113単位	113 1日につき
A6 1113	通所型	通所型独自サービス1回数	通所型サービス1回数	要支援1又は要2(1)程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月のうち全部で4回まで	384単位	384 1回につき
A6 1123	通所型	通所型独自サービス2回数	通所型サービス2回数	要支援2又は要3程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月のうち全部で4回まで	395単位	395 1回につき
A6 1311	通所型	通所型独自サービス/31	通所型サービス1同一建物減算	要支援1又は要2(1)程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1,296単位	1,296 1月につき
A6 1312	通所型	通所型独自サービス/31日割	通所型サービス1同一建物減算	要支援1又は要2(1)程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に4回を超えてサービスを提供した場合	43単位	43 1日につき
A6 1321	通所型	通所型独自サービス/32	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	要支援2又は要3程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に8回を超えてサービスを提供した場合	2,676単位	2,676 1月につき
A6 1322	通所型	通所型独自サービス/32日割	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	要支援2又は要3程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に8回を超えてサービスを提供した場合	88単位	88 1日につき
A6 1313	通所型	通所型独自サービス/31回数	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	要支援1又は要2(1)程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月のうち全部で4回まで	298単位	298 1回につき
A6 1323	通所型	通所型独自サービス/32回数	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	要支援2又は要3程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月のうち全部で4回まで	309単位	309 1回につき
A6 8110	通所型	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき
A6 8111	通所型	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1日につき
A6 8112	通所型	通所型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1回につき
A6 6109	通所型	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症患者受入加算		240単位加算	240
A6 5010	通所型	通所型独自生活上グループ活動加算	生活上グループ活動加算		100単位加算	100
A6 5002	通所型	通所型独自サービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算		225単位加算	225
A6 6116	通所型	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算		50単位加算	50
A6 5003	通所型	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算		200単位加算	200
A6 5004	通所型	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150
A6 5011	通所型	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ	口腔機能向上加算Ⅱ	口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160
A6 5006	通所型	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ	選択的サービス複数実施加算Ⅰ	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480
A6 5007	通所型	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ	選択的サービス複数実施加算Ⅱ	運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6 5008	通所型	通所型独自複数サービス実施加算Ⅲ	選択的サービス複数実施加算Ⅲ	栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6 5009	通所型	通所型独自複数サービス実施加算Ⅳ	選択的サービス複数実施加算Ⅳ	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700 1月につき
A6 5005	通所型	通所型独自サービス事業所評価加算	事業所評価加算		120単位加算	120
A6 6011	通所型	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅰ	事業対象者・要支援1	88単位加算	88
A6 6012	通所型	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	事業対象者・要支援2	176単位加算	176
A6 6107	通所型	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	事業対象者・要支援1	72単位加算	72
A6 6108	通所型	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ	サービス提供体制強化加算Ⅲ	事業対象者・要支援2	144単位加算	144
A6 6103	通所型	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ	サービス提供体制強化加算Ⅲ	事業対象者・要支援1	24単位加算	24
A6 6104	通所型	通所型独自サービス提供体制加算Ⅳ	サービス提供体制強化加算Ⅳ	事業対象者・要支援2	48単位加算	48
A6 4001	通所型	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算Ⅰ(3月に1回を限度)		100単位加算	100
A6 4002	通所型	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	生活機能向上連携加算Ⅱ		200単位加算	200
A6 4003	通所型	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅲ	生活機能向上連携加算Ⅲ	運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100
A6 6200	通所型	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(6月に1回を限度)		20単位加算	20
A6 6201	通所型	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ(6月に1回を限度)		5単位加算	5
A6 6311	通所型	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40単位加算	40
A6 6100	通所型	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算Ⅰ	(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 59/1000加算	
A6 6110	通所型	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 43/1000加算	
A6 6111	通所型	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 23/1000加算	
A6 6113	通所型	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	介護職員処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員処遇改善加算Ⅳ	(3)で算定した単位数の 90%加算	1月につき
A6 6115	通所型	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	介護職員処遇改善加算Ⅴ	(5)介護職員処遇改善加算Ⅴ	(3)で算定した単位数の 80%加算	
A6 6118	通所型	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	(1)介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 12/1000加算	
A6 6119	通所型	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 10/1000加算	

定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容	算定項目	合成単位数	算定単位
A6 8001	通所型	通所型独自サービス1・定超	通所型サービス1	要支援1又は要2(1)程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に8回を超えてサービスを提供した場合	1,672単位	1,170 1月につき
A6 8002	通所型	通所型独自サービス1日割・定超	通所型サービス1	要支援1又は要2(1)程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に8回を超えてサービスを提供した場合	55単位	39 1日につき
A6 8011	通所型	通所型独自サービス2・定超	通所型サービス2	要支援2又は要3程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に8回を超えてサービスを提供した場合	3,428単位	2,400 1月につき
A6 8012	通所型	通所型独自サービス2日割・定超	通所型サービス2	要支援2又は要3程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に8回を超えてサービスを提供した場合	113単位	79 1日につき
A6 8003	通所型	通所型独自サービス1回数・定超	通所型サービス1回数	要支援1又は要2(1)程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月のうち全部で4回まで	384単位	269 1回につき
A6 8013	通所型	通所型独自サービス2回数・定超	通所型サービス2回数	要支援2又は要3程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月のうち全部で4回まで	395単位	277 1回につき
A6 8007	通所型	通所型独自サービス/31・定超	通所型サービス1同一建物減算	要支援1又は要2(1)程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1,296単位	907 1月につき
A6 8008	通所型	通所型独自サービス/31日割・定超	通所型サービス1同一建物減算	要支援1又は要2(1)程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に4回を超えてサービスを提供した場合	43単位	30 1日につき
A6 8017	通所型	通所型独自サービス/32・定超	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	要支援2又は要3程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に8回を超えてサービスを提供した場合	2,676単位	1,873 1月につき
A6 8018	通所型	通所型独自サービス/32日割・定超	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	要支援2又は要3程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に8回を超えてサービスを提供した場合	88単位	62 1日につき
A6 8009	通所型	通所型独自サービス/31回数・定超	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	要支援1又は要2(1)程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月のうち全部で4回まで	298単位	209 1回につき
A6 8019	通所型	通所型独自サービス/32回数・定超	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	要支援2又は要3程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月のうち全部で4回まで	309単位	216 1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容	算定項目	合成単位数	算定単位
A6 9001	通所型	通所型独自サービス1・欠	通所型サービス1	要支援1又は要2(1)程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に8回を超えてサービスを提供した場合	1,672単位	1,170 1月につき
A6 9002	通所型	通所型独自サービス1日割・欠	通所型サービス1	要支援1又は要2(1)程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に8回を超えてサービスを提供した場合	55単位	39 1日につき
A6 9011	通所型	通所型独自サービス2・欠	通所型サービス2	要支援2又は要3程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に8回を超えてサービスを提供した場合	3,428単位	2,400 1月につき
A6 9012	通所型	通所型独自サービス2日割・欠	通所型サービス2	要支援2又は要3程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に8回を超えてサービスを提供した場合	113単位	79 1日につき
A6 9003	通所型	通所型独自サービス1回数・欠	通所型サービス1回数	要支援1又は要2(1)程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月のうち全部で4回まで	384単位	269 1回につき
A6 9013	通所型	通所型独自サービス2回数・欠	通所型サービス2回数	要支援2又は要3程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月のうち全部で4回まで	395単位	277 1回につき
A6 9007	通所型	通所型独自サービス/31・欠	通所型サービス1同一建物減算	要支援1又は要2(1)程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1,296単位	907 1月につき
A6 9008	通所型	通所型独自サービス/31日割・欠	通所型サービス1同一建物減算	要支援1又は要2(1)程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に4回を超えてサービスを提供した場合	43単位	30 1日につき
A6 9017	通所型	通所型独自サービス/32・欠	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	要支援2又は要3程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に8回を超えてサービスを提供した場合	2,676単位	1,873 1月につき
A6 9018	通所型	通所型独自サービス/32日割・欠	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	要支援2又は要3程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に8回を超えてサービスを提供した場合	88単位	62 1日につき
A6 9009	通所型	通所型独自サービス/31回数・欠	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	要支援1又は要2(1)程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月のうち全部で4回まで	298単位	209 1回につき
A6 9019	通所型	通所型独自サービス/32回数・欠	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	要支援2又は要3程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月のうち全部で4回まで	309単位	216 1回につき

※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)は、令和3年3月31日で廃止します。経過措置として、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、令和4年3月31日までの間、同加算を算定することができます。

A6 共生型介護予防通所介護相当サービス<90/100>サービスコード表

- ・指定生活介護事業所が介護予防通所介護相当サービスを行う場合
- ・指定自立支援訓練事業所が介護予防通所介護相当サービスを行う場合
- ・指定児童発達支援事業所が介護予防通所介護相当サービスを行う場合
- ・指定放課後等デイサービス事業所が介護予防通所介護相当サービスを行う場合

サービスコード	サービス内容名称	算定項目	合成単位数	算定単位
A6 1211	通所型独自サービス/21	要支援1又は通1回程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1,505単位	1,505 1月につき
A6 1212	通所型独自サービス/21日割		50単位	35 1日につき
A6 1221	通所型独自サービス/22	要支援2又は通2回程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に8回を超えてサービスを提供した場合	3,085単位	3,085 1月につき
A6 1222	通所型独自サービス/22日割		101単位	71 1日につき
A6 1213	通所型独自サービス/21回数	要支援1又は事業対象者で通1回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	346単位	242 1回につき
A6 1223	通所型独自サービス/22回数	要支援2又は事業対象者で通2回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で8回まで	356単位	249 1回につき
A6 1411	通所型独自サービス/41	要支援1又は通1回程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1,129単位	790 1月につき
A6 1412	通所型独自サービス/41日割		37単位	26 1日につき
A6 1421	通所型独自サービス/42	要支援2又は通2回程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に8回を超えてサービスを提供した場合	2,333単位	1,633 1月につき
A6 1422	通所型独自サービス/42日割		77単位	54 1日につき
A6 1413	通所型独自サービス/41回数	要支援1又は事業対象者で通1回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	260単位	182 1回につき
A6 1423	通所型独自サービス/42回数	要支援2又は事業対象者で通2回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で8回まで	270単位	189 1回につき
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1日につき
A6 8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算	1回につき
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240
A6 5010	通所型独自生活上向グループ活動加算	生活上向向上グループ活動加算	100単位加算	100
A6 5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算	225単位加算	225
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算	50単位加算	50
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算	200単位加算	200
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上加算Ⅰ	150単位加算	150
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ	口腔機能向上加算Ⅱ	160単位加算	160
A6 5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480
A6 5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ	運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6 5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅲ	栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6 5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅳ	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700
A6 5005	通所型独自複数サービス事業所評価加算	事業所評価加算	120単位加算	120
A6 5015	通所型独自サービス事業所評価加算/2	指定生活介護事業所	共生型サービス提供体制加算Ⅰ	事業対象者・要支援1 51単位加算
A6 5025	通所型独自サービス事業所評価加算/3	指定生活介護事業所	共生型サービス提供体制加算Ⅱ	事業対象者・要支援2 103単位加算
A6 5035	通所型独自サービス事業所評価加算/4	指定生活介護事業所	共生型サービス提供体制加算Ⅲ	事業対象者・要支援1 84単位加算
A6 5045	通所型独自複数サービス実施加算Ⅴ	指定自立支援訓練事業所	共生型サービス提供体制加算Ⅳ	事業対象者・要支援2 172単位加算
A6 6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算Ⅰ	事業対象者・要支援1 88単位加算
A6 6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算	(2) サービス提供体制強化加算Ⅱ	事業対象者・要支援2 176単位加算
A6 6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ	サービス提供体制強化加算	(3) サービス提供体制強化加算Ⅲ	事業対象者・要支援1 72単位加算
A6 6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅳ	サービス提供体制強化加算	(4) サービス提供体制強化加算Ⅳ	事業対象者・要支援2 144単位加算
A6 6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅴ	サービス提供体制強化加算	(5) サービス提供体制強化加算Ⅴ	事業対象者・要支援1 24単位加算
A6 6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅵ	サービス提供体制強化加算	(6) サービス提供体制強化加算Ⅵ	事業対象者・要支援2 48単位加算
A6 4001	通所型独自サービス生活上向向上連携加算Ⅰ	生活上向向上連携加算	(1) 生活上向向上連携加算Ⅰ(3月に1回を限度)	100単位加算
A6 4002	通所型独自サービス生活上向向上連携加算Ⅱ	生活上向向上連携加算	(2) 生活上向向上連携加算Ⅱ	200単位加算
A6 4003	通所型独自サービス生活上向向上連携加算Ⅲ	生活上向向上連携加算	(3) 生活上向向上連携加算Ⅲ	100単位加算
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(6月に1回を限度)	20単位加算
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ(6月に1回を限度)	5単位加算
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40単位加算
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 59/1000 加算
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 43/1000 加算
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算	(3)介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 23/1000 加算
A6 6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	介護職員処遇改善加算	(4)介護職員処遇改善加算Ⅳ	(3)で算定した単位数の 90%加算
A6 6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	介護職員処遇改善加算	(5)介護職員処遇改善加算Ⅴ	(3)で算定した単位数の 80%加算
A6 6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 12/1000 加算
A6 6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	介護職員等特定処遇改善加算	(2)介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 10/1000 加算

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容名称	算定項目	合成単位数	算定単位
A6 8004	通所型独自サービス/21-定超	要支援1又は通1回程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1,505単位	1,054 1月につき
A6 8005	通所型独自サービス/21日割-定超		50単位	35 1日につき
A6 8014	通所型独自サービス/22-定超	要支援2又は通2回程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に8回を超えてサービスを提供した場合	3,085単位	2,160 1月につき
A6 8015	通所型独自サービス/22日割-定超		101単位	71 1日につき
A6 8006	通所型独自サービス/21回数-定超	要支援1又は事業対象者で通1回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	346単位	242 1回につき
A6 8016	通所型独自サービス/22回数-定超	要支援2又は事業対象者で通2回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で8回まで	356単位	249 1回につき
A6 8021	通所型独自サービス/41-定超	要支援1又は通1回程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1,129単位	790 1月につき
A6 8022	通所型独自サービス/41日割-定超		37単位	26 1日につき
A6 8031	通所型独自サービス/42-定超	要支援2又は通2回程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に8回を超えてサービスを提供した場合	2,333単位	1,633 1月につき
A6 8032	通所型独自サービス/42日割-定超		77単位	54 1日につき
A6 8023	通所型独自サービス/41回数-定超	要支援1又は事業対象者で通1回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	260単位	182 1回につき
A6 8033	通所型独自サービス/42回数-定超	要支援2又は事業対象者で通2回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で8回まで	270単位	189 1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容名称	算定項目	合成単位数	算定単位
A6 9004	通所型独自サービス/21-欠	要支援1又は通1回程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1,505単位	1,054 1月につき
A6 9005	通所型独自サービス/21日割-欠		50単位	35 1日につき
A6 9014	通所型独自サービス/22-欠	要支援2又は通2回程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に8回を超えてサービスを提供した場合	3,085単位	2,160 1月につき
A6 9015	通所型独自サービス/22日割-欠		101単位	71 1日につき
A6 9006	通所型独自サービス/21回数-欠	要支援1又は事業対象者で通1回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	346単位	242 1回につき
A6 9016	通所型独自サービス/22回数-欠	要支援2又は事業対象者で通2回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で8回まで	356単位	249 1回につき
A6 9021	通所型独自サービス/41-欠	要支援1又は通1回程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1,129単位	790 1月につき
A6 9022	通所型独自サービス/41日割-欠		37単位	26 1日につき
A6 9031	通所型独自サービス/42-欠	要支援2又は通2回程度のサービス利用が必要な事業対象者に、1月に8回を超えてサービスを提供した場合	2,333単位	1,633 1月につき
A6 9032	通所型独自サービス/42日割-欠		77単位	54 1日につき
A6 9023	通所型独自サービス/41回数-欠	要支援1又は事業対象者で通1回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	260単位	182 1回につき
A6 9033	通所型独自サービス/42回数-欠	要支援2又は事業対象者で通2回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で8回まで	270単位	189 1回につき

※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)は、令和3年3月31日で廃止します。経過措置として、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、令和4年3月31日までの間、同加算を算定することができます。

A7 通所型短期集中予防サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A7	1001	短期集中予防サービス	通所型短期集中予防サービス (送迎を行わなかった場合もしくは事業所と同一敷地内に所在する建物に居住する者に対して、短期集中予防サービスを行う場合)	359単位		1回につき	
A7	1002	短期集中予防サービス・2割			2割負担利用者用		359
A7	1003	短期集中予防サービス・3割			3割負担利用者用		359
A7	1005	短期集中予防サービス・減免			災害等により10割公費用		359
A7	1301	短期集中予防サービス中山間地域等提供加算	市長が定める地域に居住する者へのサービス提供に際して送迎を行う場合	20単位		1日につき	
A7	1302	短期集中予防サービス中山間地域等提供加算・2割			2割負担利用者用		20
A7	1303	短期集中予防サービス中山間地域等提供加算・3割			3割負担利用者用		20
A7	1305	短期集中予防サービス中山間地域等提供加算・減免			災害等により10割公費用		20
A7	1401	短期集中予防サービス送迎加算	事業所が送迎を行う場合	25単位		片道につき	
A7	1402	短期集中予防サービス送迎加算・2割			2割負担利用者用		25
A7	1403	短期集中予防サービス送迎加算・3割			3割負担利用者用		25
A7	1405	短期集中予防サービス送迎加算・減免			災害等により10割公費用		25

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A7	1801	短期集中予防サービス定超	通所型短期集中予防サービス 359単位	定員超過の場合 × 70%		1日につき	
A7	1802	短期集中予防サービス定超・2割			2割負担者用		251
A7	1803	短期集中予防サービス定超・3割			3割負担者用		251
A7	1805	短期集中予防サービス定超・減免			災害等により10割公費用		251

規定された職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A7	1901	短期集中予防サービス人欠	通所型短期集中予防サービス 359単位	人員欠如の場合 × 70%		1日につき	
A7	1902	短期集中予防サービス人欠・2割			2割負担者用		251
A7	1903	短期集中予防サービス人欠・3割			3割負担者用		251
A7	1905	短期集中予防サービス人欠・減免			災害等により10割公費用		251

AF 介護予防ケアマネジメント費サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント費	438単位	438
AF	4001	介護予防ケア初回加算	初回加算	300単位加算	300
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	委託連携加算	300単位加算	300